

私たちの身近で大切な「ごみ」問題！

ごみ減量推進課 保 (☎内線2221~2223)

■平成19年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました

この基本計画は、「西東京市廃棄物減量等推進審議会」において5回の審議を行い、平成19年2月に受けた答申に基づき策定したものです。

この基本計画の中には、
 一般廃棄物の発生量や処理量の見込み（平成33年度まで）
 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（戸別収集・家庭ごみの有料化等その他の施策）
 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および区分（その他プラスチックの分別収集等）の市の基本的な方向性が示されています。
 市では、今後この基本計画に基づきごみ減量や資源化の推進に努めていきたいと考えています。

なお、基本計画の詳細については、市HPまたは両庁舎1階の情報公開コーナーでご覧になれます。

■戸別収集の調査のためのモデル事業を実施します 対象地域の市民の皆さんのご理解ご協力をお願いします

【戸別収集モデル事業について】

目的 今年9月実施予定の戸別収集に関し、排出場所や収集時間等を調査し、調査資料を基に本実施向け検証します。

対象地域 泉町5丁目（738世帯、1,717人、戸建数355戸）

実施期間 4月23日(月)～5月18日(金)までの4週間

収集品目 燃やせるごみ、燃やせないごみの2品目（資源物はこれまでどおりの集積所で収集します。）

排出方法 戸建住宅は、敷地内の所定の場所をお願いします。集合住宅は、変更がない限り、これまでどおりの集積所に出してください。

周知方法 各戸にごみ減量推進課職員が訪問し説明をします。

周知期間 4月9日(月)～22日(日)の期間に訪問します。

このモデル事業は、全地域で戸別収集を実施した場合の収集時間、排出場所等の調査結果を検証し、現在の集積所収集から戸別収集に順調に移行するため、実施したいと考えています。この地域にお住まいの皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

■粗大ごみ処理シール販売所変更のお知らせと排出物を巡る対応について

粗大ごみ処理シール販売所の閉店と新規販売所について、下表のとおりご案内します。

なお、シール販売所での粗大ごみ申し込み受付は行っていません。必ず事前に申し込みの電話をしてから、「西東京市粗大ごみシール」をお買い求めください。他区市のシールを誤購入された場合、ごみは回収されません。シール購入後の返金は行っておりませんので、お間違いにならないようご注意ください。

【粗大ごみ専用直通電話】 ☎421-5411

月～金曜日（祝祭日除く）午前8時30分～午後5時15分

月・火曜日に申込みの場合は、その週の水～金曜日に収集します。

水～金曜日に申込みの場合は、翌週の月・火曜日の収集となります。

（年末年始を除く）

市内全域を回るため、日時の指定等は原則的に受け付けられません。

また、大量の粗大ごみが出る時等は、事前に相談ください。

なお、シール券を貼って出した粗大ごみの持ち去りが起きています。特に集合住宅は不特定多数の方の出入りも多いので、持ち去り防止について、集積所を管理される方のご協力をお願いします。

出された粗大ごみの譲渡を希望される方は、シールを排出者に返還するなど、ご配慮をお願いします。



青色



赤色



緑色

【粗大ごみ販売店変更表】

	店名	所在地	備考
閉店	藤屋商店	保谷町4-4-2	平成19年1月末で閉店
	保谷酒店	住吉町3-1-16	平成19年3月末で閉店
	海老沢酒店	ひばりが丘3-1-17	平成19年3月末で閉店
新規店	ファミリーマート東伏見4丁目店	東伏見4-4-5	平成19年4月1日より販売
	ディスカウント二木保谷店	住吉町6-5-19	

資源リサイクルは次世代への思いやり

■今年度から資源物の祝祭日収集を実施します

これまで、祝祭日のごみ収集は、可燃ごみ・不燃ごみだけでしたが、4月からは、ビン・缶・ペットボトル、古紙・古布類の資源物も収集します。

3月に配布されたごみ収集カレンダーを見て収集日程を確認してください。

下表については祝祭日ですが、通常収集となります。

【祝祭日における通常収集日】

平成19年4月30日(月)	平成19年10月8日(月)
5月3日(休)	11月23日(金)
5月4日(金)	12月24日(月)
7月16日(月)	平成20年1月14日(月)
9月17日(月)	2月11日(月)
9月24日(月)	3月20日(休)

（年末年始の収集は、別途お知らせします。）



■生ごみ処理機購入費を助成しています

市では、生ごみ等の減量を図るため、生ごみ処理機を購入した方に助成金を交付しています。

生ごみ電動処理機の助成金は、1世帯1基で交付決定後5年間は助成することはできません。

また、コンポスト容器・EM容器等は1世帯2基まで助成します。

申請方法

印鑑、領収書（購入者名と商品名が明記されたもの）、銀行名、口座番号（郵便局は不可）をメモしたものを持参し、保谷庁舎のごみ減量推進課、田無庁舎の市民相談室にて申請をしてください。

生ごみ処理機購入費助成金額

購入価格の2分の1（消費税除く）で、上限補助金額 40,000円までとなります。（100円未満切捨）

販売店のポイント等による割引額は、助成対象外です。実際に支払った現金に対する助成となります。

助成の対象外となる機器

あらかじめ家屋に付随した機器、ディスプレイは助成の対象とはなりません。

また、堆肥化されたものを利益行為に用いる場合も対象とはなりません。



消費生活相談 Q & A

Q 無料で雑貨を配っていたので受け取ったら、ビルに案内された。持病のリウマチがよくなると長時間説明されてゲルマニウムのプレスレットを契約した。数ヶ月間使用したが、説明されたような効果はまったくないので解約したい。
（50歳代女性）

A このケースは、プレスレットをつければ血液がサラサラになって、リウマチの症状が必ず改善されるといった説明をされていました。そこで、医療用具ではないのに病状の改善に効果があるような説明をされ、必ず病気がよくなると誤解してしまったことなどを手紙にして、相談者から事業者へ解約の申し

体調がよくなると説明されて...

出をしました。センターからも交渉した結果、プレスレットは数ヶ月間使用していましたが、1割の解約料で解約することができました。

このように、日用品などを非常に安い金額で売ったり、無料で配ったりして人を集め、最後に高額な商品を契約させる販売方法をSF商法といいます。「無料」や「格安」という言葉に惑わされないよう気をつけましょう。契約してしまっても8日以内であればクーリング・オフができます。8日を過ぎてしまってもあきらめずに消費者センターにお問い合わせください。

☎消費者センター消費生活相談室 (☎425-4040)